

## 治癒報告書(インフルエンザ)について

注意 インフルエンザ以外の感染症は、この用紙ではなく治癒証明書(医師に証明をしてもらうもの)が必要となります。

インフルエンザに感染した場合は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席扱いにはなりません。

インフルエンザは、重症の場合を除き、発症日の翌日から5日の経過をもって治癒するものとされています。

(ただし、解熱後2日経過していること)

(例:水曜日に発症した場合、火曜日から登校可能)したがって、再登校するに当たって、改めて「治癒したかどうか」医師の診察を受ける必要はありません。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「治癒報告書」を担任に提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

きりとり線

## 治癒報告書

学校長様

年 組 番

生徒氏名

部活動

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。(下線部分を記入してください)

記

1. 疾患名 インフルエンザ

2. 発症日 (発熱した日)

(発症日:令和 年 月 日)

3. 受診した医療機関名及び受診日

(病院名: )

(受診日:令和 年 月 日)

(登校する日:令和 年 月 日)

発症日の翌日から5日間は登校停止です。

令和 年 月 日

保護者氏名

印